令和２年度（2020 年度）環境月間における監視事業及び普及啓発事業等に係る日高地域路上検問(街頭指導)実施要領

１　目的

廃棄物の運搬車両に係る積載内容及びマニフェスト等の書面の備え付け等を調査し、廃棄物の適正処理に向けた指導・啓発を行うもの。

２　主催

北海道日高振興局

３　協力

北海道札幌方面静内警察署、新ひだか町、北海道産業資源循環協会日胆支部

４　実施日時及び場所

(1)　実施日時
　令和２年（2020 年）７月 17 日（金）
　10 時 30 分 ～ 11 時 30 分(雨天等の場合は中止)

(2)　実施場所
　日高郡新ひだか町静内駒場８番８号
　静内車検場（静内地方自動車整備協同組合敷地内駐車場）

５　実施手順

(1)　実施前日までに広報(報道投げ込み)を行うが、路上検問の効果を高めるため報道機関に対して実施終了まで報道しないよう依頼する。
(2)　当日は、静内警察署により、廃棄物を積載している思われる車両を調査場所に誘導。
(3)　誘導後、振興局等は、対象車両について以下の事項を調査啓発物(チラシ等)の配布を併せて行う。
　ア　事業者名・運転者氏名
　イ　車両番号
　ウ　許可の有無(許可業者のみ)
　エ　積載廃棄物の種類、排出者及び運搬先
　オ　書面(マニフェスト等)の備え付け
　カ　産廃運搬車の表示(表示板等の設置)
　キ　その他廃棄物の適正処理に関する事項(飛散・流出の防止等)
(4)　調査を終えた車両は、静内警察署により誘導する。
(5)　全調査の終了後、結果を取りまとめ、規定の様式により本庁循環型社会推進課に報告する。

６　実施にあたって使用する物品

(1)　調査票
(2)　最終処分場の位置図
(3)　産業廃棄物の処理業者名簿
(4)　カメラ
(5)　通信機(選定と誘導地点との連絡用)
(6)　腕章(北海道(振興局)であることがわかるもの)
(7)　啓発物(チラシ、幟旗（旗、基台））

７　法令違反等の対応

路上検問において、不法投棄、無許可営業及び処理基準違反等の廃棄物処理法違反の疑いが見受けられた場合は、事実確認を行い、その状況に応じて行政指導及び行政処分を検討する。

８　その他

各報道機関等に対する情報提供については、広報担当と協議の上、報道発表に係る所定の手続きを行うものとする。